

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2025 年 11 月号(第 237 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 「中小企業代金支払保障条例」の改正ポイント及び運用についての解説

里兆法律事務所

弁護士 沙晋奕

弁護士 舒辰 1

■ レアアースがもたらす中国の交渉力

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部

副主任研究員 丸山健太 4

■ 中国における「パワーハラスメント」の考察とその対策

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇 7

■ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 10

■ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 14

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



「中小企業代金支払保障条例」の改正ポイント及び運用についての解説

里兆法律事務所

弁護士 沙晋奕

弁護士 舒辰

概要

2025 年 3 月 24 日に公布された「中小企業代金支払保障条例」（以下、「新『条例』」という）は、6 月 1 日から正式に施行されており、筆者のもとにも大手クライアントから相談が多数寄せられている。本稿では、大企業の視点から、元の「中小企業代金支払保障条例」（以下、「2020 年版『条例』」という）と比較しながら、今般の改正に伴い、押さえておくべきポイントを中心に解説する。

改正ポイントその 1：契約に定めのない場合、支払期限を 60 日とすることを明確化

大企業が、中小企業から物品を購入したり、工事、サービスの提供を受ける場合の支払期限について、2020 年版「条例」では、業界のルールや取引慣行に従い、合理的に定める、という原則的な要求にとどまっていた。これに対し、新「条例」では、「契約で支払期限を定めていない場合、大企業は物品の購入日、工事、サービスの提供を受けた日から 60 日以内に支払わなければならない。契約に定めがある場合にはその定めに従うことになるが、その支払期限は業界のルールや取引慣行に即したものでなければならない」と、より厳格な規定が新たに設けられた。

なお、新「条例」の 60 日以内の支払いに関する規定は、大企業から中小企業に実際に支払われるまでの期間を指している（すなわち、単なる支払いサイトではない）。また、メディアの報道によれば、過去に、一部の自動車メーカーが、支払いサイトに加え、商業手形の割引などの方法によりサプライヤーへの実際の支払いサイクルを延長し、サプライヤーへの支払いが実際に行われるまでの期間が 60 日を大幅に超えるケースがあった。新「条例」施行後、国内では複数の自動車メーカーがサプライヤーへの支払いサイトを 60 日以内に統一すると発表し、また、商業手形など、サプライヤーの資金負担を増やす決済方法を採用しないとも明言している。

あえて支払いを遅らせたと解されることのないように、大企業においては、支払期限及びその起算日を慎重に評価・確定し、支払決済のプロセス、双方の協力義務などを明確にするとともに、検査、検収に関する証拠を適切に保管しておくことが望ましい。

改正ポイントその 2：「バックツーバック」条項の禁止

新「条例」は、大企業が「第三者からの支払いの受領を中小企業への支払いの前提条件とする」、または「第三者からの支払いの進み具合に応じて、中小企業に支払う」ことを定める条項（いわゆる「バックツーバック」条項）を明確に禁止した。これは、大企業が優越的な地位を利用して、自己の顧客からの支払いリスクを中小企業に転嫁することの防止を目的としている。

なお、「大企業と中小企業との間で定められる、第三者からの支払いを自らの支払いの前提条件とす

る条項の効力問題に関する最高人民法院による返答」(法釈〔2024〕11号)によれば、「バックツーバック」条項に関しては、司法実務上、以前から無効である、との見解が採られていた。したがって、今回の新「条例」の改正は、この司法実務と合わせるためのものであり、大企業にとって新たな要求となるものではない。

現在、新「条例」の規定に基づき判定が下された裁判例がすでに存在する。例えば、(2025)津0116民初9524号事案では、裁判所は、新「条例」の規定を引用し、発注者が元請負人による審査未完了などを理由として支払いを拒否することは、サプライヤーの合理的な支払請求に対抗できないと判断し、最終的に発注者に支払いを命じる判決を下している。

大企業においては、中小企業と契約を締結する際、「バックツーバック」条項を定めないように注意する必要がある。そのうえで、支払いの負担を軽減する必要がある場合には、「分割払い」「進捗支払い」などの適法な手段で定めるといった方法が考えられる。

改正ポイントその3：現金以外の支払手段に対する規制の詳細化

2020年版「条例」は、中小企業に商業手形などの現金以外の支払手段を強制することを明確に禁止していた。新「条例」はさらに、「売掛金電子記録債権」を現金以外の支払手段の範囲に含め、大企業がこれらの電子記録債権を利用して実質的に支払期限を延長することを禁止し、現金以外の支払手段に対する規制を詳細化している。

なお、ここで重要な点は、2020年版「条例」も新「条例」も、大企業が現金以外の支払手段を使用すること自体は禁止しておらず、あくまで中小企業に現金以外の支払手段を「強制する」ことを禁止していることである。この点、大企業が現金以外の支払手段を使用する必要がある場合には、中小企業と十分に協議の上、契約で明確に定めておく必要がある（もし中小企業に現金以外の支払手段を「強制した」と認定された場合、その条項が無効になる可能性があるため）。

改正ポイントその4：紛争が生じていない部分の代金についての適時支払義務の新設

取引において部分的に紛争が生じているものの、紛争が生じていない他の部分の代金について、新「条例」は、発注者が速やかに支払義務を履行しなければならないことを明確にしている。この規定は、「民法典」の関連規定を踏襲したものであり、新「条例」が施行される前から、法律上、一部の代金について争いがあることによって、争いのない代金の支払いが妨げられることはないことになっている。したがって、新「条例」はこの点をさらに明確にしたものであり、大企業にとって新たな要求となるものではない。

争いのない代金（例えば、帳簿突き合せ時にすでに確認済みの代金、支払条件が設定されていない代金など）については、大企業は、支払遅延により、全額に対する遅延損害金を負担といったことにならないように、支払義務を遅滞なく履行するべきである。また、争いのある代金については、大企業は速やかに異議を申し立て、関連証拠を適切に保管しておく必要がある。

改正ポイントその 5：監督管理体制及び法的責任の整備

新「条例」は、「監督管理」の章を新たに設け、国務院の関連部門が全国統一の中小企業代金支払遅延苦情受付窓口を設けること、中小企業への支払いを遅延させた大企業は、質問状・事情聴取、監督・通達などの対象となり得ることを明確にした。法的責任の面では、中小企業への支払いを遅延させた大企業は、法に基づき信用喪失主体と認定され、信用記録に記録される可能性がある。さらに、財政助成金の受給、投資プロジェクト審査、融資の獲得、市場参入などに影響が及ぶ可能性もある。大企業が企業年度報告において中小企業への支払いを遅延させた未払金に係る情報を公示しなかった場合、または真実を隠蔽し、虚偽の報告をした場合、市場監督部門が法に基づき処理することにもなっている。

また、注目すべき点として、「不正競争防止法」（2025 年改正）が 2025 年 6 月 27 日に公布され、かつ 2025 年 10 月 15 日から正式に施行されるが、その中でも大企業の支払義務が強化された。具体的には、大企業が優越的地位を濫用して、中小企業に理不尽な支払期限・方法などの取引条件を受け入れるよう強要すること、中小企業への支払いを遅延させることが禁止されている。違反した場合は所定の期限内に是正するよう命じられ、期限を過ぎても是正しない場合は 100 万元以下の過料、情状が深刻な場合は 100 万元～500 万元の過料が科されることになっている。

終わりに

大企業にとって、遅滞なく支払義務を履行することは、処罰リスクの回避だけでなく、サプライチェーンの安定性維持やビジネス上の信用を高める上でも重要なことである。大企業は、新「条例」の施行をきっかけに、現行の契約条項を全面的に見直し、各地の監督当局の監督方針及び裁判例に細心の注意を払い、経営戦略を適宜調整することが望ましい。

(執筆者連絡先)

里兆法律事務所 弁護士 沙晋奕・弁護士 舒辰
中国上海市浦东新区陆家嘴环路 1000 号 恒生銀行ビル 29 階 (Zip:200120)
電話：+86-21-68411098-822 / 874
FAX：+86-21-68411099
E-mail: jinyi.sha@leezhao.com / chen.shu@leezhao.com

レアアースがもたらす中国の交渉力

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

調査部

副主任研究員 丸山健太

対米交渉のカードとなるレアアース

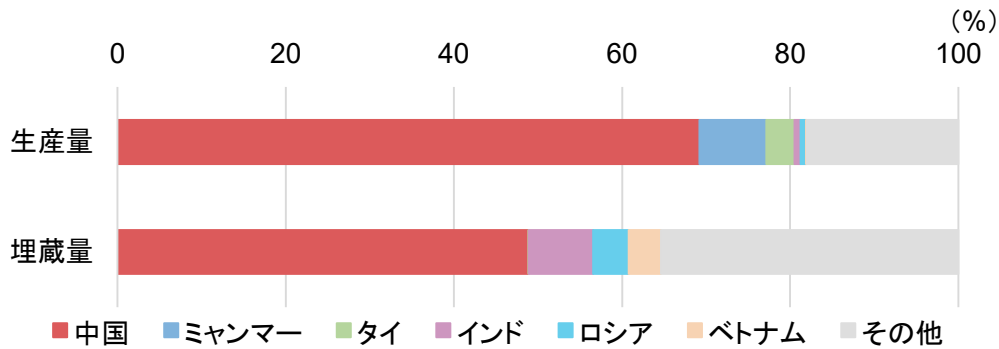
2025 年 4 月以降、米国のトランプ大統領は全世界の国・地域を対象に、輸入関税の引き上げを交渉材料として、各国に対米貿易黒字の縮小や対米投資の拡大を強く要求した。日本をはじめとする多くの国・地域は、自国からの輸出品にかかる関税率の引き下げと引き換えに、米国の要求に応じざるを得なかった。

こうした中、中国は強硬な交渉姿勢を維持している。米国が対中追加関税を引き上げる一方で、中国も対抗措置として対米関税を引き上げ、両国の対立は激化した。一時は米国の対中追加関税が 145%、中国の対米関税は 125%に達した。その後、5 月の貿易協議で対中追加関税は 30%まで引き下げられ、数度の交渉を経て 11 月 10 日まで関税の一段の引き上げは停止されることとなった。

中国がこのような強硬姿勢を維持できる背景には、レアアース（希土類）という強力な交渉カードの存在がある。レアアースは 17 種類の元素の総称であり、ハイテク製品や軍事物資など多くの工業製品に不可欠な重要資源である。中国は世界有数のレアアース生産国であり、生産量・埋蔵量ともに圧倒的なシェアを占めている（図表 1）。

中国では、1992 年に当時の最高指導者・鄧小平氏が「中東に石油あり、中国にレアアースあり」と発言して以降、レアアースは戦略的資源として注目されてきた。中国政府は 1996 年から始まった第 9 次 5 年計画でレアアース資源保護の強化を明記し、戦略的資源としての位置づけを明確化、資源の国家管理を本格化させた。直近でも 2024 年 6 月にレアアース管理条例を発表し、採掘から精錬、流通までサプライチェーン全体の国家管理を強化している。

【図表 1 レアアースの生産量・埋蔵量のシェア (2024 年)】



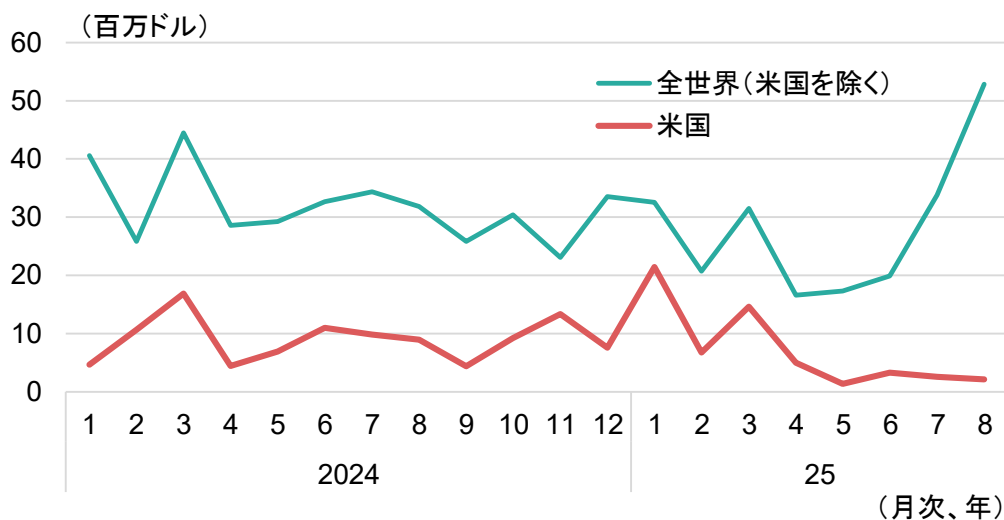
(注) 埋蔵量は世界合計が「9,000 万トン以上」のところ、「9,000 万トン」で計算

(出所) USGS “Mineral Commodity Summaries 2025” より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (MURC) 作成

レアアースの対米輸出管理は厳格な運用が続く

このように、中国は、レアアースを他国・地域との交渉に用いる能力と意思の両方を有している。今回の米中貿易摩擦において中国は、2025 年 4 月から米国の相互関税への対抗措置として、電気自動車 (EV) のモーターに用いられるジスプロシウムなど 7 種類のレアアースの輸出管理を実施した。5 月には管理対象となったレアアースの輸出はゼロとなり、17 種のレアアース全てを合計した輸出金額も大きく減少した (図表 2)。今回の措置は米国向けだけでなく全ての輸出が対象となったため、日本や欧州の一部自動車メーカーが生産調整を余儀なくされるなど、米国以外の製造業にも広範な影響が及んだ。

【図表 2 レアアースの輸出金額】



(注) 「レアアース」は HS コード 280530、284610、284690 の合計

(出所) 中国海関総署より MURC 作成

その後、2025 年 6 月に英国のロンドンで実施された米中閣僚級協議で、中国がレアアースの輸出管理を緩和することで合意し、輸出は順次再開された。もっとも、図表 2 の通り、米国以外の国・地域向けの輸出は挽回生産や在庫積み増しのために大幅に増加した一方、米国向けは依然として回復の兆しがみられない。特に、4 月に輸出管理の対象となった 7 種類のレアアースのうち、HS コード 6 桁で把握できる 4 種類についてみると、米国以外への輸出は 6 月以降、減少幅が徐々に縮小し、8 月には前年比－11.4%まで回復したが、米国向けは 5 月以降、ゼロの状態が続いている。

今後も中国はレアアースを交渉の武器に

中国側は今回の輸出管理強化について、重要物資の輸出規制は米国や欧州連合（EU）、日本なども行っている国際的な慣行であると主張している。中国は 2025 年 6 月の協議後も 4 月の輸出管理に関する公告を明示的には撤回せず、運用面での対応にとどめており、今後もレアアースの輸出管理を交渉カードとして活用する余地を残している。これから先、米国がトランプ大統領就任後に中国に追加関税として課している 30%から大幅な引き下げが実現するまで、中国はレアアース輸出の制限を継続する可能性が高い。

また、レアアースは EU や日本などにとっても希少な重要資源であるため、今回の米中交渉に限らず、中国は米国以外の先進諸国・地域に対しても有効な交渉カードを持っているといえる。2010 年の尖閣諸島沖中国漁船衝突事件の際にも、中国はレアアースの輸出制限を外交手段として用いた。レアアースは EV のモーターの生産に用いられるなど、近年、サプライチェーン上の重要性が一段と高まっており、交渉カードとしての威力も増している。

日本の対応策と今後の課題

日本にとって、レアアースの安定供給を確保し、中国への依存度を低減することは、経済安全保障の観点から極めて重要である。中国がレアアースを交渉カードとして行使する力を弱めるためには、調達構造を見直し、サプライチェーン全体の強靱化を図ることが求められる。

具体的には、オーストラリアやベトナム、カナダなど他国からの調達ルートを拡大し、レアアースの調達先を多様化することが不可欠である。また、使用済み製品からのレアアース回収や再利用技術の開発、さらにレアアースに依存しない新素材や代替技術の研究開発を推進することも有効だろう。

こうした取り組みは、これまでも政府や JOGMEC（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）を中心に進められてきた。しかし、中国がレアアースを外交手段として積極的に活用する姿勢を鮮明にした現在、これらの施策の重要性はこれまで以上に高まっている。日本は官と民が連携し、中長期的な視点で経済安全保障政策を一層強化していくことが求められる。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@muc.jp ホームページ: <https://www.muc.jp>

中国における「パワーハラスメント」の考察とその対策

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

「パワーハラスメント」(Workplace bullying) は、日本においても深刻なハラスメントの 1 つとして認知され、なおかつ法令で定義されているが、一般に、自然人または組織が、職場において同僚または部下に対し不合理な嫌がらせやいじめを行うことをいう。それは、職場において従業員の心身を傷つけるだけでなく、会社の正常な経営と健全な職場文化も侵害し、労使双方に悪影響を及ぼすものだと思われる。

自己の権利保護に関する労働者の意識が高まりつつある近年の中国社会において、筆者の元にも在中日系企業からパワーハラスメントの社内通報対応などに関する相談が複数寄せられるようになってきた。本稿では、パワーハラスメントに関する中国の法令・実務を整理するとともに、その防止に向けたコンプライアンス上の提言を行うものとした。

II パワーハラスメントをめぐる中国の学説と立法

パワーハラスメントと一括りにいっても、その態様は多岐にわたる。そこで、これに関する種々の学説を総合してみると、いずれの見解も共通して、①職場における発生、②継続性および故意性(偶発的ではなく、長期的かつ計画的であること)、③侵害結果の二面性(直接的には労働者の心身の健康および人格の尊厳が、間接的には会社の組織的機能と社会的評価が侵害されること)、という 3 つの特徴を挙げている。

もっとも、パワーハラスメントに対する中国の法令は、まだ模索の段階にあり、これを明確に定義し、規制対象を具体化した規定は現時点では存在しない。国レベルの法律としては、労働契約法が、従業員に対する労働保護と労働条件の提供を会社の義務として定めている。しかし、この「労働条件」に健全な労働の風紀と職場の環境が含まれるか否かについては、議論が続いている。

地方の規定に目を向けると、例えば、上海市人民代表大会常務委員会の「上海市商環境改善条例」に、「使用者は、職場における暴力、差別、嫌がらせおよびいじめを禁止する規程を制定し、保安、管理などの業務を強化し、リスクの予防と関連する危害を阻止するとともに、職場における侵害および危険の判別を教育訓練の内容に組み入れなければならない。使用者は、職場における暴力、差別、嫌がらせおよびいじめの行為に係る内部通報の制度を確立するとともに、相応の調査処分の手続を整備しなければならない」(第 79 条)との宣言的な規定が定められている。ただし、これについても、「嫌がらせ」や「いじめ」の認定などに関する補充的な規定がない。

Ⅲ 中国における「パワーハラスメント」対応の実務

上述したように、中国において「パワーハラスメント」の法的な定義は確定されていない。しかし、実際に発生した事例では、言語的または非言語的な攻撃、非言語的な行為、排斥、過酷な労働条件、身体への傷害、付きまといといった広範な事象について、パワーハラスメントの成立が認定されている。

パワーハラスメントに関する専門的な法令が整備されていない状況の下、例えば過酷な労働環境に置かれ、通常の労働条件を奪われ適切な作業の遂行が不可能となるなど、会社の意思としてのハラスメントを受けた労働者は、会社に対しその使用者としての責任を追及する訴えを提起することが多い。

その典型例として挙げられるのが（2023）京 0115 民初 14461 号事件である。その事実関係は、「会社側が配属転換の決定を受け入れなかった従業員に対し、パソコンと事務用品を没収した一方、1冊の「心経」のみを残し、その書写を 100 回行うよう命じた。さらに、同人に対する処分の内容を社内告知した。これらについて、従業員側が、会社側から合意に基づく労働条件の提供がなかったとして、同社に「労働契約不本意解除通知書」を発するとともに、経済補償金の支払を求める労働仲裁の申立てと訴訟の提起を行った」というものであった。裁判所は最終的に、「社内規程の制定、就業場所の調整または業務内容の変更と関わる時、会社側は、法に従い、合意を尊重し、誠実に協議し、従業員の意思を考慮しなければならない。また、その強い立場に乗じて従業員が正規に就業する権利を奪うことにより、また、権限の濫用、パワーハラスメント、報復により、従業員に身体的または精神的な損害を与えてはならない」と論じ、従業員側の請求を認める判決を下した。

この事例からわかるように、会社が明らかに不当な行為によって従業員の権利を侵害し、従業員側が十分な証拠（例えば、録音、写真、SNS アプリ内のチャットその他の記録など）を備え、これについて会社側が合理的な説明を行えないときは、パワーハラスメントに係る従業員の主張が十分に認められうる。

これに対し、上司など特定の者から暴言・暴力などを受けたと主張する労働者は、生命権、健康権、名誉権などの人格権侵害を理由として、その特定人の法的責任を追及する民事訴訟を提起することが多い。

例えば、（2018）渝 0117 民初 5972 号の裁判例は、職場で自殺した看護師の親族が、その勤務先であった病院とその医師を共同被告として提訴し、同医師による複数回の侮辱などが自殺の原因であったとして、生命権侵害の責任を追及した事件である。実務においては、上司によるパワーハラスメントにより、うつ病など精神的な被害を受けたとする労働者がしばしば見受けられる。しかし、中国民法典 1165 条によると、権利侵害責任の認定には、①権利を侵害する行為、②損害の事実、③権利侵害行為と損害事実との因果関係、④権利侵害者の過失、が必要とされ、最終的に権利侵害責任の成立が認められるには一定の困難が伴うものと思われる。この看護師の事件でも、侮辱と自殺との因果関係が証明されていないとして請求棄却の判決が下されている。

他方、現実問題として、長期にわたりパワーハラスメントを受け、高ストレス、軽蔑、孤立などの状況に置かれた従業員は、会社や上司の法的責任を問う司法的な手段を講ずることなく、自主的に退職していく者も多いことが推測される。会社側としては、確かに法的な責任の追及こそ受けないものの、社内の中核的な人材の流出を誘引するといった弊害や、近年の情報化社会の下、従業員がネットや SNS への書き込みを行って関連情報が拡散され、メディアにより過剰な報道がなされるといった事態も考えられる。したがって、退職などにより関係者が社内に存在しなくなっても、それをもってパワーハラスメントが解消できたとはいえない。正常な経営や職場の雰囲気悪化、社会的な信用や競争力の低下、将来の人材募集・確保の困難など、それを放置した場合に起こりうる悪影響を看過してはならない。

IV おわりに

最後に、関連する法令および司法・行政上の実務の観点から、日系企業に対し、パワーハラスメントに関する制度の設計、予防のあり方、処分の手続などについて以下の提案をしたい。

- 嫌がらせやいじめ行為などの禁止リストを作成し、職場において許されない行為の類型を明らかにすること。社内規程に「パワーハラスメント禁止条項」を定め、その重大性に応じた類型化や典型的なパワーハラスメント行為の列举のほか、適宜事例も用いて従業員の認識を高めることなどが考えられる。
- いじめ防止を従業員の入社時研修の項目に取り入れ、パワーハラスメントの判別、証拠の収集・保存、内部通報・告発の方法などを周知すること。
- 内部通報および調査の制度を確立・整備し、自己が受け、または発見したパワーハラスメント行為の通報を従業員に奨励すること。また、通報者の秘密保持を徹底するとともに、コンプライアンス関連部署において適切な調査を行うこと。
- 是正と責任追及の双方を社内規程に定め、侵害結果が軽微な者には是正、侵害結果が重大な者には厳格な責任追及というように、侵害結果の軽重に応じた処分を行うこと。
- 事情に応じ、被害を受けた従業員に回復のための休暇を与え、場合によっては、メンタルケアを受けさせること。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※主な取扱分野は、対中投資、M&A、国際貿易及び紛争解決、輸出管理等をめぐる各種コンプライアンス関連業務など。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 18 層東樓 18 階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・東京・シンガポール・ニューヨーク・シリコンバレー

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2025 年 9 月中旬から 10 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

〔 政策 〕

【サービス貿易】
○「商務部等 9 部門の『サービス輸出の促進に関する若干の政策措置』の印刷・発布に関する通知」(商服貿発〔2025〕186 号、2025 年 9 月 22 日発布・実施) ■原文(「商务部等 9 部门印发《关于促进服务出口的若干政策措施》的通知」)は、商務部の下記サイトをご参照。 https://fms.mofcom.gov.cn/zcfg/zhzcfg/art/2025/art_2aa3821acbf744b8ad325c320024b47f.html
サービス貿易での輸出促進に関する政策措置。米国との貿易摩擦が激化する中、中国のサービス貿易は貨物貿易を上回る伸び率を示しているが、貿易収支が輸入超過であることから、特に輸出拡大に向けた支援措置を打ち出したものと見られる。(注：商務部のサービス貿易統計によると、2025 年 1-8 月は輸出入合計で約 5 兆 2477 億元(前年同期比 7.4%増)、輸出が約 2 兆 3004 億元(同 14.7%増)、輸入が 2 兆 9473 億元(同 2.3%増)で、収支は約 6468 億元の赤字となっている) ■この通知では、財政・金融によるサービス輸出の支援、サービス輸出関連の制度・政策の改善を中心に 13 項目の政策措置が挙げられている。主な内容は以下の通り。 ・中央・地方の資金調達ルートを活用による支援：デジタルサービス、ハイエンド設計、研究開発、サプライチェーン、検査・試験、認定・認証、知的財産、地理情報、言語サービスなどの新しい形態・モデルのサービスと省エネルギー・環境関連のサービスの面で、サービス輸出の重点企業と重点プロジェクトの育成を指導する。 ・「サービス貿易革新発展誘導基金」による投資促進：「サービス貿易革新発展誘導基金」によるサービス貿易への投資を拡大し、地方の基金と社会資本によるサービス貿易への投資を促す。 ・輸出信用保険による支援の強化：中国輸出信用保険公司およびその他の保険機関がサービス輸出に対する保険の適用範囲を拡大し、包括的なリスク補償を提供することを奨励する。 ・クロスボーダー資金移動に対する管理の最適化：多国籍企業による外貨・人民元一体型プーリング業務試行を計画的に推進し、サービス企業がプーリングメンバー企業として参加することを支持する。 ・知的財産取引の奨励：知的財産評価・取引流通システムを整備し、銀行と第三者の知的財産資産評価機関が連携を強化し、知的財産評価能力を向上させることを奨励する。

	・ データ越境移転の促進・規範化：重要データ目録と実践的な重要データ識別ガイドラインを策定する。自由貿易試験区の既存のデータ越境移転ネガティブリストを調整・更新するとともに、全国の自由貿易試験区のデータ越境移転ネガティブリストの策定を検討する。 ・ 国際データサービス業務の発展促進：自由貿易試験区、海南自由貿易港、国家サービス産業開放拡大総合試験モデル区での国際データセンターとクラウドコンピューティングセンターの設立を支持する。
【外貨管理】	
○「国家外貨管理局の越境投融资外貨管理の改革深化の関係事項に関する通知」（匯發〔2025〕43号、2025 年 9 月 15 日発布・実施） ■原文（「国家外汇管理局关于深化跨境投融资外汇管理改革有关事宜的通知」）は、国家外貨管理局の下記サイトをご参照。 https://www.safe.gov.cn/safe/2025/0915/26538.html	
	クロスボーダー投融资に対する外貨管理での手続きの簡素化、利便化についての措置。 ■この通知では、クロスボーダーの投資、融資、資本項目の受け取り・支払いについて 9 項目の措置が記載されている。主な措置の内容は以下の通り。 ・ 「国内直接投資前期費用基本情報登記」の取り消し：国外投資者が外商投資企業の設立前に前期費用（注：準備費用）を払い込む場合は、直接銀行に前期費用口座を開設し、資金を払い込んでよい。 ・ 「外商投資企業国内再投資登記」の取り消し：外商投資企業が外貨資本金及びその両替により取得した人民元資金を国内で再投資する場合、投資先企業または持分譲渡側による国内再投資受け入れ基本情報登記と変更登記を不要とし、直接関係する口座に資金を振り込んでよい。 ・ 外商直接投資項目下の外貨利益による国内再投資の認可：外商投資企業が国内で合法的に得た外貨利益、国外投資者が合法的に得た外貨利益を国内で再投資する場合、外貨資金を投資先企業の資本金口座または持分譲渡側の資本項目決済口座に振り込んでよい。その資金は口座管理の要求に従って使用できる。 ・ クロスボーダー融資での便宜の拡大：全国範囲で条件を満たした高技術企業（ハイテク企業）、「專精特新」（専門・精細・特色・斬新）企業および科学技術型中小企業は、1,000 万米ドル以下の限度額内で外債借り入れができる。そのうち、関係部門が「イノベーションポイント制」（原文は「創新積分制」）に基づいて選定された条件を満たした企業は、2,000 万米ドル以下の限度額内で外債借り入れができる。（注：上記の企業はいずれも政府関係部門が認定または選定する） ・ 「クロスボーダー融資利便化業務」登記管理の簡素化：「クロスボーダー融資利便化業務」に参加する企業（注：上記の限度額内での外債借り入れが認められた企業）は、外債契約登記の際に前年度または直近 1 期の監査済み財務報告の提出を不要とする。 ・ 資本項目収入使用ネガティブリストの縮減：非金融企業の資本金、外債項目下の外貨収入および両替で得た人民元資金は、直接・間接に国家の法律・法規で禁止される支出に使用してはならず、直接・間接に証券投資またはその他の理財投資（リスク評価が 2 級

	以下の理財商品と構造的預金を除く）に使用してはならず、非関連企業への貸付（経営範囲で明確に許可される場合を除く）に使用してはならない。 ・ 資本項目外貨受け取り・支払い利便化業務の最適化：銀行は顧客のコンプライアンス経営状況とリスク等級に基づき、利便化業務での事後の無作為抽出検査の割合・頻度を自主的に決定してよい。 ・ 国外居住の個人による国内での不動産購入における決済・支払いの利便化：国外に居住する個人が不動産主管部門および各地方の不動産購入資格条件を満たす場合、不動産主管部門から不動産購入届出証明書を取得する前に、不動産購入契約または協議によって先に外貨資金の両替・支払いを行い、後で銀行に不動産購入届出証明書を提出することができる。
【政府調達】	
○「国务院弁公庁の政府調達における国産品基準および関連政策の実施に関する通知」（国弁発〔2025〕34号、2025年9月28日発布、2026年1月1日実施） ■原文（「国务院办公厅关于在政府采购中实施本国产品标准及相关政策的通知」）は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202509/content_7042999.htm	
	政府機関や公的サービス機関が財政資金を使用して物品やサービスを購入する政府調達に関する通知。現行の「政府調達法」では、「本国の物品、工事およびサービスを調達しなければならない」と規定される一方、政府関係部門では外商投資企業などの要望を受けて、以前から国産品の基準を定めることが明らかにされていたが、今回の通知で原則的ながら基準や条件が示された。本通知は、2026年1月1日から実施される。 ■本通知の主な内容は、以下の通り。 1.国産品の基準・条件 1) 中国内で生産されること ・ 製品は中国内で生産され、原材料・部品から製品の属性が変更されなければならない。 ・ 属性の変更とは、製造、加工または組み立てなどの工程を経て、原材料・部品と全く異なる新製品を生産し、新しい名称および特性（用途）を有することをいう。これには、細かな操作（製品の輸送・保管期間中の特定の状態を維持するための操作、製品の輸送・販売のために行う包装・展示、製品・包装上へのブランド・ロゴ・マークの貼付・印刷、簡単な塗装・研磨・梱包など）は含まれない。 2) 製品のコストに対する、中国内で生産された部品のコストの割合が、規定の比率に達すること ・ 財政部は、業界主管部門と共同で、製品別の中国内で生産された部品のコストの到達すべき規定の比率を確定する。それまでは、上記 1) の条件に合う製品は政府調達活動において国産品とみなされる。 3) 特定の製品については重要部品、重要工程が要求に適合すること ・ 特定の製品は、上記 1)、2) の条件を満たすことに加え、財政部が業界主管部門と共同で確定する重要部品、重要工程が中国内で生産、完成されるという条件にも適合しなければならない。

本通知の実施日から 5 年以内に、財政部が業界主管部門と共同で内資・外資企業、業界団体、商工会議所などの意見を聴取し、中国で生産される部品のコスト比率、特定製品の重要部品と重要工程に対する要求を製品別に確定する。具体的な製品に対する要求を公布する際、3～5 年の移行期間を設け、政府調達における国産品基準体系と動的調整メカニズムを段階的に構築する。

2.国産品基準の適用範囲

- ・ 国産品基準は、政府調達での物品調達プロジェクトとサービスプロジェクトに関わる物品に適用する。国産品基準の対象となる物品は、具体的には「政府調達品目目録」に記載される物品を指す。ただし、建物・構築物、文化財・展示品、書籍・公文書、特定動植物、農林畜水産物、鉱山・鉱物、電力、都市ガス、蒸気・温水、水、食料品、飲料、タバコ原料、無形資産を除く。

3.国産品への支援政策

- ・ 政府調達活動において、国産品と非国産品が競争に参加する場合、国産品には価格評価で優遇するものとし、国産品の見積価格から 20%を割り引き、割引後の価格を価格評価に使用する。
- ・ 調達プロジェクトまたは包括調達に複数の種類の製品が含まれ、サプライヤーが提供する国産品基準に適合する製品のコストの合計が、サプライヤーが提供する全ての製品のコスト合計の 80%以上に達している場合、そのサプライヤーが提供する全ての製品に対して価格評価で優遇するものとし、全製品の見積価格の合計から 20%を割り引き、割引後の価格を価格評価に使用する。

4.政策実施における条件

1) 製品に使用する中国内で生産された部品のコストの計算

- ・ 一般に二次部品（一次部品を直接構成する部品）のコストで計算する。ただし、一次部品（製品を直接構成する部品）のコストの計算が部品のコストの判定に必要な場合は、一次部品のコストで計算する。
- ・ 二次部品が中国で生産された場合は、その全部のコストを中国内で生産されたコストに算入し、二次部品が中国内で生産されていない場合は算入しない。

2) 調達者、調達代理機関は、調達書類において、サプライヤーに対して、提供する製品の「国産品基準に適合することに関する声明書」（本通知付属文書に様式が記載）、または財政部と関係部門が規定する証明書の提出を要求することを、明確に示さなければならない。

3) 国有企業、民営企業、外資企業などの各種経営主体は、国産品に対する政府調達での支援政策を平等に享受する。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項 目	単位	2024年			2025年								
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	(10-12月) 5.4			(1-3月) 5.4			(4-6月) 5.2			(7-9月) 4.8		
固定資産投資*	前年 同期比%	3.4	3.3	3.2	-	4.1	4.2	4.0	3.7	2.8	1.6	0.5	▲ 0.5
第一次産業	前年 同期比%	2.5	2.4	2.6	-	12.2	16.0	13.2	8.4	6.5	5.6	5.5	4.6
第二次産業	前年 同期比%	12.2	12.0	12.0	-	11.4	11.9	11.7	11.4	10.2	8.9	7.6	6.3
第三次産業	前年 同期比%	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 1.1	-	0.7	0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 2.3	▲ 3.4	▲ 4.3
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	5.3	5.4	6.2	-	5.9	7.7	6.1	5.8	6.8	5.7	5.2	6.5
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	4.8	3.0	3.7	-	4.0	5.9	5.1	6.4	4.8	3.7	3.4	3.0
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	0.3	0.2	0.1	0.5	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1	0.0	▲ 0.4	▲ 0.3
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 2.3	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.3
輸出***	億ドル	3,090.6	3,123.1	3,356.3	-	5,399.4	3,139.1	3,156.9	3,161.0	3,251.8	3,217.8	3,218.1	3,285.7
	前年 同月比%	12.7	6.7	10.7	-	2.3	12.4	8.1	4.8	5.8	7.2	4.4	8.3
輸入***	億ドル	2,133.4	2,148.7	2,307.9	-	3,694.3	2,112.7	2,195.1	2,128.8	2,104.1	2,235.4	2,194.8	2,381.2
	前年 同月比%	▲ 2.3	▲ 3.9	1.0	-	▲ 8.4	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 3.4	1.1	4.1	1.3	7.4
貿易収支***	億ドル	957.2	974.4	1,048.4	-	1,705.2	1,026.4	961.8	1,032.2	1,147.7	982.4	1,023.3	904.5
対内直接投資 (実行ベース)* ^(注)	億元	6,932.1	7,497.0	8,262.5	975.9	1,712.1	2,692.3	3,207.8	3,581.9	4,232.3	4,673.4	5,065.8	5,737.5
	前年 同期比%	▲ 29.8	▲ 27.9	▲ 27.1	▲ 13.4	▲ 20.4	▲ 10.8	▲ 10.9	▲ 13.2	▲ 15.2	▲ 13.4	▲ 12.7	▲ 10.4
外貨準備高	億ドル	32,611	32,659	32,024	32,090	32,272	32,407	32,817	32,853	33,174	32,922	33,222	33,387
都市部調査失業率	%	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.2	5.1	5.0	5.0	5.2	5.3	5.2
国内自動車 販売台数	万台	305.3	331.6	348.9	242.3	212.9	291.5	259.0	268.6	290.4	259.3	285.7	322.6
	前年 同月比%	7.0	11.7	10.5	▲ 0.6	34.4	8.2	9.8	11.2	13.8	14.7	16.4	14.9
購買担当者指数 (PMI)	製造業	50.1	50.3	50.1	49.1	50.2	50.5	49.0	49.5	49.7	49.3	49.4	49.8
	非製造業	50.2	50.0	52.2	50.2	50.4	50.8	50.4	50.3	50.5	50.1	50.3	50.0

*：年初からの累計ベース。

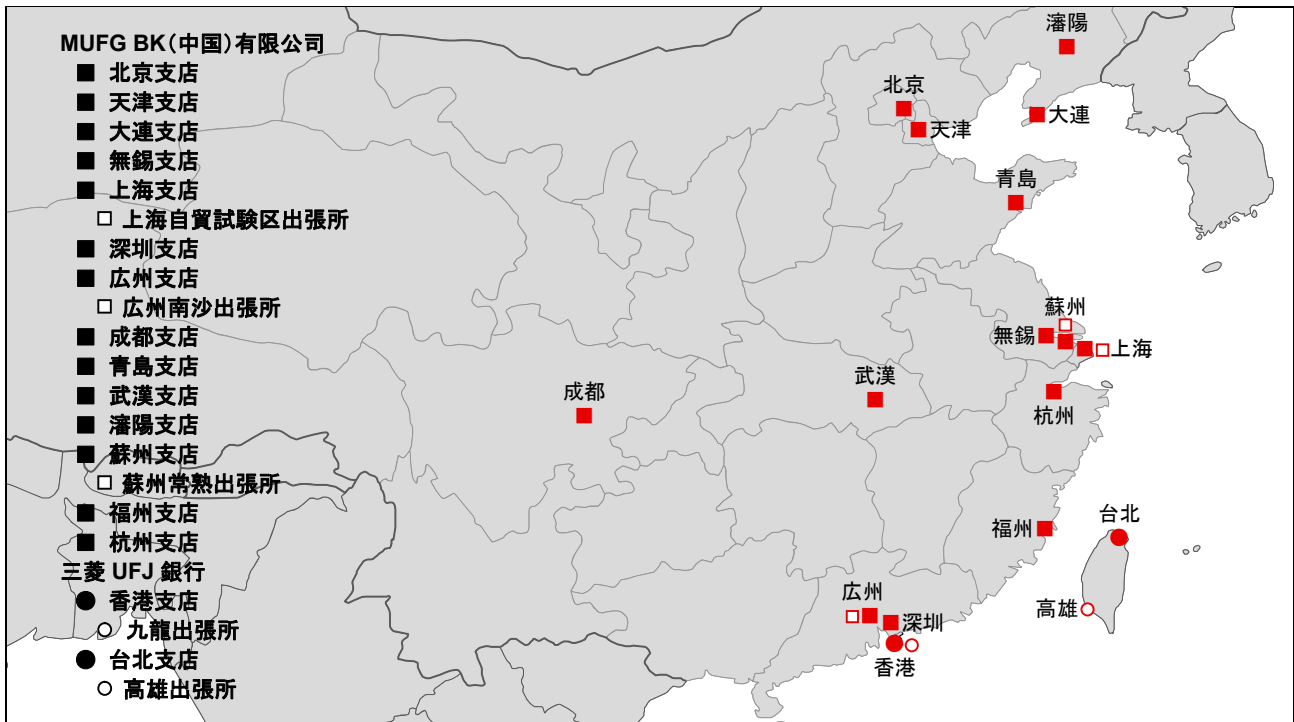
**：2月 は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

***：2月 は 1-2 月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店 九 龍 出 張 所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。